

弁護団による声明文

2026(令和8)年3月23日

じそう弁護団ちば

弁護士一同

1 はじめに

本日、東京高等裁判所において、千葉縣市川児童相談所元職員・飯島章太さん(以下「飯島さん」という。)が、千葉県に対し、未払賃金支払及び安全配慮義務違反について損害賠償を求めている事件(令和7年(行コ)第173号)について和解が成立した。

2 本和解の意義

飯島さんは、児童相談所職員の過酷な労働環境によりうつ病を発症し、退職を余儀なくされた。本訴訟において飯島さんは、自身の権利回復のみならず、職員の労働環境改善こそが子どもたちと向き合う時間を確保するために不可欠であることを訴え続けてきた。当該訴えを踏まえて、合意された本和解条項の概要は以下のとおりである。

第一に、千葉県において、児童相談所の全職員について休憩時間の実態の把握に努め、児童相談所職員の休憩時間が業務から完全に解放された状態として確保されるよう、勤務体制の見直し、代替人員の配置、休憩場所の整備等、必要な措置を講じることに努めることが明記された。

第二に、千葉県が、全職員の休憩時間(仮眠時間を含む)の実態を把握した上で、未払賃金が判明した場合には速やかに支払うことが明記された。

第三に、千葉県において、「一時保護施設運営条例」や「一時保護ガイドライン」に基づいた研修を実施すること、および適切な職員配置の実現に努めることが明記された。

本和解条項に記された内容は、労働者を雇用する使用者として当然に遵守すべき事項ばかりである。しかし、児童相談所の労働実態に対し、県が自らの義務を認め、具体的な改善策を公に宣言した点に、損害賠償訴訟における金銭解決の枠を超えた、大きな意義がある。

3 政治責任について

本和解条項は、千葉県議会における和解の承認決議を経たものである。議会が承認した以上、和解条項に盛り込まれた労働環境の改善や休憩時間の実態把握、未払賃金の支払いは、法的義務にとどまらず、政治的責任を伴う約束となっている。もはや「予算がない」等といった言い訳で、これらの履行を遅滞させることは許されず、仮にそれが実現されないのであれば、しかるべき政治的責任が問われるべきである。

4 おわりに

和解が成立した今日という日は、ゴールではなく、真の改善に向けたスタート地点に過ぎない。和解条項に記された数々の約束が、単なる「絵に描いた餅」に終わることは決して許されない。

飯島さんが勇気を持って訴えた「職員が子どもたちと真摯に向き合える環境」が、現場において実効性をもって実現されるまで、私たち弁護団は、これからも労働環境改善のための、その一つ一つの過程を厳しく注視していく所存である。

以上